

旭川市子ども・子育て審議会の部会の設置について

部会の設置

- ・必要に応じて、審議会に部会を設置することができる。（条例第7条）
- ・部会は委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者で組織する。（規則第2条）

令和5年度に実施した主な部会

単位：回

設置（案）

名称	主な審議事項	開催回数
青少年施策に関する専門部会	・青少年健全育成事業実施内容及び事業計画 ・青少年健全育成功績者表彰候補者の審査	1
放課後児童健全育成事業専門部会	・次期放課後児童クラブの民間委託における委託内容 ・令和7年度以降の放課後児童クラブの運営	3
児童福祉施設等整備部会	・保育所等施設整備事業者の募集 ・特定教育・保育施設の利用定員の設定 ・保育所等施設整備に係る審査 ・保育施設の新規設置	2
就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会	・特別支援保育の見直し ・幼児教育の無償化に係る取組への対応 ・就学前教育及び保育についての各種基準の見直し	1

統合

名称
青少年施策に関する専門部会
放課後児童健全育成事業専門部会
児童福祉施設等専門部会